

平成31年1月25日
近畿地方整備局用地部

近畿地方所有者不明土地連携協議会の設立について

～関係者が一体となり所有者不明土地対策に取り組む市町村を支援します～

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）の円滑な施行を図るため、国土交通省（地方整備局）、法務省（法務局）、府県、政令指定都市、関係士業団体等が連携し協議会を設置します。

協議会では、所有者不明土地問題に対応するため、土地所有者の探索方法等のノウハウの提供、先進事例の情報共有、有識者の知見の活用方策の検討等を図ることにより、所有者不明土地対策に取り組む市町村を支援していきます。

1. 近畿地方所有者不明土地連携協議会設立総会

日 時：平成31年2月1日（金）13：30～15：00

場 所：大阪市中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎1号館 第1別館 2階 大会議室

出席者：国土交通省大臣官房参事官（土地政策）、
国土交通省近畿地方整備局長、法務省大阪法務局長、
近畿地方整備局管内にある7府県及び4政令指定都市、
近畿地方整備局管内にある関係士業団体等（行政書士、司法書士、土地家
屋調査士、不動産鑑定士、弁護士、補償コンサルタント）

2. 傍聴等

- ・傍聴を希望される方は、1月31日（木）12：00までに、電子メールにてお申込みください。
- ・座席数には限りがありますのであらかじめ御了承ください。また、カメラ撮りは、総会の冒頭（協議会設立手続きに入るまで）までとさせていただきます。

<お申込み方法>

件名を「近畿地方所有者不明土地連携協議会設立総会傍聴希望」とし、本文に氏名、電話番号、電子メールアドレスを御記載の上、kkf-eyouchi@mlit.go.jp までお送りください。※報道機関の方は、社名、カメラ撮りの有無についても御記載ください。

※ 協議会設立の背景

- ・所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において、所有者の探索に多大なコストを要するなど、円滑な事業実施の支障となっています。
- ・このため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を制定し、所有者探索の合理化や、地域住民等の福祉又は利便の増進を図る事業のため所有者不明土地を使用できる制度（地域福利増進事業）の創設、土地収用手続の合理化等を行いました。
- ・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年6月1日所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議決定）を踏まえ、全国の10地区で協議会を設置します。

<お問い合わせ先>

国土交通省近畿地方整備局用地部用地企画課 綿貫、西岡

TEL：06-6942-1141（内線 4751）FAX：06-6947-7240